

国際調査機関(補充調査) UA	国家機関 「ウクライナ国立知的財産 イノベーション庁 (UANIPIO)」	附属書SISA UA
--------------------	--	---------------

国際事務局に支払うべき手数料 ¹	通貨：スイス・フラン (CHF)
補充調査手数料 (PCT規則45の2.3) ²	ー PCT最小限資料を含む当該調査機関の 調査コレクションにおける文献調査： CHF 84 ー 欧州及び北米文献のみの調査： CHF 84 ー 旧ソビエト連邦のロシア語文献及び ウクライナ語文献のみの調査： CHF 66 ー 規則39.1(iv)に掲げる対象のために第17条 (2)(a)に掲げる宣言が行われた場合の調査： CHF 56
補充調査取扱手数料 (PCT規則45の2.2)	CHF 200
後払手数料 (PCT規則45の2.4(c))	CHF 100
国際調査機関に支払うべき手数料	通貨：ユーロ (EUR)
補充国際調査報告に列記された文献の 写しのための手数料 (PCT規則45の2.7(c))	出願人及び指定(選択)官庁は、請求した場合に限り、補充国 際調査報告に列記された文献の写しを入手できる 写しの請求は当該官庁の郵送用あて名又はファクシミリ番号 (380-44) 494 05 06に送付すべきである 1頁につき EUR 0.40
国際出願の一件書類中の文献の写しの ための手数料 (PCT規則94.1の3)	1頁につき EUR 0.90
遅延提出手数料 (PCT規則13の3.1(c)及び45の 2.5(c))	なし
補充調査手数料の払戻しの条件及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す 補充調査請求書が国際調査機関に送付されておらず、国際出願 が取下げられた若しくは取下げられたものとみなされた場合、 又は補充調査請求が取下げられた若しくは行われなかったもの とみなされた場合、国際事務局は補充調査手数料を払い戻す (PCT規則45の2.3(d)参照)：100%払戻し 作業の開始前に、補充調査請求が行われなかったものとみなさ れた場合、国際調査機関は補充調査手数料を払い戻す (PCT 規則45の2.3(e)参照)：100%払戻し

[次頁に続く]

1 国際事務局に対する手数料支払の詳細については、<https://www.wipo.int/pct/en/fees/index.html> の
WIPOウェブサイト参照。

2 この手数料はユーロ建てで国際調査機関が定め、ユーロとスイス・フランとの為替変動を反映させるため適
宜変更される。

U A 国際調査機関（補充調査） U A
**国家機関「ウクライナ国立知的財産
イノベーション庁(UANIPIO)」**（続き）

補充国際調査のために受理する言語	英語、フランス語、ドイツ語、ロシア語、ウクライナ語
調査しないこととしている対象	PCT規則39.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし、発明及び実用新案の権利保護に関するウクライナの法律規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。
補充国際調査に含まれる文献の範囲	出願人の選択によって、3種類の文献範囲が提供されている（「国際事務局に支払うべき手数料」参照）
補充国際調査の制限	補充国際調査の請求が許容範囲を超える場合、国際調査機関は国際事務局に通告する
ヌクレオチド・アミノ酸の配列表の提出用に認められる物理的媒体の種類	CD-ROM, CD-R, DVD, DVD-R
委任状の提出要件の放棄 ³	
国際調査機関は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	放棄していない
別個の委任状が要求される特別の状況	適用されない
国際調査機関は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	放棄していない
包括委任状の写しが要求される特別の状況	適用されない

3 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照）、委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。